

静岡県告示第377号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年5月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
周智郡森町三倉字ソイヤマ1438の8、1446の3、1446の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅